

平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）等の一部を改正する告示について（概要）

厚生労働省医政局総務課

1 改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）第8条による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）において、今後、慢性の疾患を含む複数の疾患を有し、医療と介護の複合ニーズを有することも多い高齢者の増加に対応するため、身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能（かかりつけ医機能）の確保を目的とする報告制度等の規定が整備され、令和7年4月1日から施行される。これに伴い、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）等の一部を改正し、所要の規定の整備を行うこととしている。

また、「医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会」において、障害のある方に対するかかりつけ医機能の対応として、医療機能情報提供制度の情報提供項目の見直し内容が検討された。

これらを踏まえ、規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（平成19年厚生労働省告示第53号。以下「告示」という。）等について所要の規定の整備を行う。

2 改正の概要

- 改正法の一部の施行に伴い、規則別表第1を改正し、同表第1第2の項第1号イ（15）（iii）が削られることから、同号に係る厚生労働大臣が定める身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能を規定する告示第17条を削る。
- 告示に規定する医療機能情報提供制度における情報提供項目について、
 - ・ 障害のある方が医療機関を探しやすくするため、
 - ・ 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種を網羅するための見直しを行う。
- その他所要の事項の改正を行う。

3 根拠条項

- 規則別表第 1
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項
- 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項

4 適用期日等

- 告 示 日：令和 7 年 3 月 31 日
- 適用期日：令和 7 年 4 月 1 日